

ATM振込の 一部利用制限のお知らせ

このたび、当組合は、ご高齢者に向けた振り込め詐欺被害を未然に防止することを目的として、ATMによる振込取引の利用を下記のとおり一部制限させていただきます。

対象となる方	取引時年齢が 満70歳以上 で 過去1年間にATMによる振込取引を 利用されていない方
制限する内容	ATMによる振込取引の利用の停止
制限開始日	平成29年 6月 1日 (木)

ご不便をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
くわしくはリョーシン窓口または得意先係にお問い合わせください。

平成29年5月

詳しくは お近くの両備信用組合の窓口 又は担当者へお気軽にご相談ください。

本店営業部
(0847)45-2229

駅家支店
(084)976-2323

小国支店
(0847)37-2131

三和支店
(0847)85-2319

神辺支店
(084)963-4700

甲山支店
(0847)22-1144

府中町支店
(0847)41-2311

吉舎支店
(0824)43-2184

福山支店
(084)925-5850

新市支店
(0847)51-5333

上下支店
(0847)62-2200

久井支店
(0847)32-6033

金丸支店
(0847)57-8121

福山東支店
(084)943-2288

府中東支店
(0847)51-8686



平成 29 年 5 月 1 日

お客様各位

広島県信用組合
信用組合広島商銀
両備信用組合
備後信用組合

ご高齢の方の A T M による振込制限について

このたび、広島県内 4 信用組合（広島県信用組合、信用組合広島商銀、両備信用組合、備後信用組合）では、お客様の大切な預金を守るため、多発するご高齢の方による振り込め詐欺被害を未然に防止することを目的として A T M 取引のうち振込サービスを下記のとおり一部制限させていただきますのでご案内申し上げます。

記

1. 年齢等の条件

取引時年齢が 70 歳以上の個人の方で、過去 1 年間に A T M による振込サービスを利用されていない方

2. A T M による振込取引の制限

上記 1 に該当する方は、A T M を利用した振込サービスのお取扱いはできなくなります。

なお、窓口でのお振込はこれまでどおりお取扱いいただけますので、お振込が必要な場合は窓口をご利用ください。

3. 取扱開始日

平成 29 年 6 月 1 日（木）

以上

（お問い合わせ先）

広島県信用組合	業務部	電話 082-242-5590
信用組合広島商銀	事務部	電話 082-244-3152
両備信用組合	業務部	電話 0847-45-2228
備後信用組合	業務部	電話 084-922-6556